

13世紀後半モンゴル帝国領雲南における貨幣システム

安木 新一郎*

A Note on the Monetary System in Yunnan under the Mongol Empire in the Late 13th century

Shinichiro Yasuki*

キーワード

モンゴル帝国、雲南、貝貨、少額貨幣、サイド・アジャッル

1. はじめに

1206年に成立した大モンゴル国は1234年に金を滅ぼし、1276年に南宋の首都臨安を下して中華全土を統一した。この間、クビライは1260年に中統という年号を定め、1264年には弟アリクブケを降服させて名実ともにカアンとなり、1271年に国号を大元大モンゴル国とした。

元では鈔(chao)、すなわち貴金属などの準備を持たない国家紙幣を発行し、この鈔に価値尺度・決済手段・価値保蔵といった機能を付与した。歴代の中華王朝が発行しつづけた銭貨(円形でかつ真ん中に四角い穴のあいた銅銭。鉄銭や鉛銭などもある)については、鈔の流通を妨げるとして使用禁止とされる期間が長く続いたものの、鈔に対する補助貨幣として銭貨需要は根強く、一時的に元の中央政府が発行したこともあれば、私鑄銭や地方政府発行の銭貨が出現することもあった¹。しかしながら、価値尺度や公的な決済手段とはなくなり価値保蔵機能も低下した銭貨は、日本や東南アジアなど海外に流出していく。

一方、中華本土とは陸続きで活発な交易が行われていたにもかかわらず、清代まで雲南では銭貨はあまり流通せず²、後述するように、13世紀の段階では紙幣、金、銀、塩、貝貨³といった多種多様な貨幣が並行流通していた。1253年にクビライとウリヤンカタイ率いるモンゴル軍によって雲南の大理国は征服されたが、モンゴル統治下でも鈔を基本とする貨幣制度は導入されず、雲南に特殊な制度が維持された。

13世紀後半の雲南の貨幣制度については漢籍資料に加え、いわゆるマルコ・ポーロの『東方見聞録』⁴にもとづく研究が進んでいるが、先行研究では貝貨流通に関心が向けられており、貝貨とこれ以外の貨幣と間の関係について考察されたものはあまりなかった。

この小論では、貨幣の種類ごとにその貨幣が担っていた機能に着目し、雲南の貨幣制度

*やすき しんいちろう：大阪国際大学ビジネス学部講師〈2011.8.8受理〉

の全体像を浮かび上がらせる。その上で、1275年から雲南行省の平章政事として雲南統治にあたったサイド・アジャッルが、元一般で施行された鈔を基本とする貨幣制度ではなく、雲南に特殊な制度を維持した背景について考える。

なお、本稿で用いる「雲南」は元の雲南行中書省の統治範囲を指すこととし、現在の中華人民共和国の雲南省とこれに隣接する四川省・貴州省・広西チワン族自治区などの一部地域を含むものとする。

2. 雲南の貨幣制度

13世紀後半の雲南では、①貝貨、②塩、③銀、④金、⑤紙幣が貨幣として流通していた。以下では各貨幣の概要と相互の関係について見ていきたい。

(1) 貝貨

まず、雲南の貝貨はおもにキイロダカラ (*Cypraea moneta*, money cowry) という、殻長1.5～3cmで亜熱帯および熱帯の浅い海に生息する巻貝の殻である。日本ではタカラガイを総称して子安貝と呼ぶ場合があるが、子安貝はおもにハチジョウダカラという殻長7cmの比較的大きな貝を指す。雲南ではハチジョウダカラは流通しなかったので、本稿でタカラガイといった場合はキイロダカラを指すこととする。

キイロダカラの産地は、漢籍資料によるとインド洋のモルディヴ諸島⁵とインド領ラッカデーヴ諸島⁶、およびフィリピンのスルー諸島⁷である。貝貨は計数貨幣であり、貝殻の大小は価値と関係がないため、多数集めた時に殻の小さいものの方がより大きな価値を表すことができる。中世以降アフリカやインドでは比較的殻の小さなモルディヴ産キイロダカラがおもに流通した⁸。

15世紀のことであるが、琉球王国から明への朝貢品の中に「海巴」(タカラガイ) 550万個が含まれていることから⁹、琉球列島のような赤道付近以外にも雲南貝貨の産地があった可能性は否定できない。第3節で述べるように、タカラガイは旧南宋領を経由して雲南に流入していたが、華北やタイランド・ミャンマー方面から流入していた可能性もある。

モンゴル帝国時代の漢籍資料では貝貨は、「[[貝偏に八]子」と表記されることが多い。また、『東方見聞録』のもっとも古い写本と言われるF写本(地理学協会版)では、タカラガイはporcelainと表記される¹⁰。

『東方見聞録』には、ヤチ(昆明)では貝貨80個は銀1サッジオと等しいとある。銀1サッジオはヴェネツィアのグロッツ銀貨2枚に相当し、重さ3.6gに当る。また、「金1サッジオ=銀8サッジオ」とも記している¹¹。参考までに2011年1月現在の金価格は1g=3,900円なので、貝貨1個=6円となる。

李京『雲南志略』によると、雲南では貝貨1個を「庄」、4庄を「手」、4手を「苗」、5苗を「索」と呼んでいた。漢字表記は異なるものの、貝貨を1個、4個、16個、80個というまとまりで認識し、それぞれに単位があるのはモンゴル帝国時代前後でも見られる¹²。

また、貝貨は日常の少額決済手段としてだけでなく、墓、家屋、寺院などに大量に蓄積されることもあり、価値保蔵手段としても用いられていた。『雲南志略』では幹泥蛮に関して、120索＝貝貨9,600個を「窖」と呼び、長期保有資産として窖単位の貝貨を蓄える事例を載せている。

これに加え、貝貨による納税も認められていた。1282年には雲南の特殊な貨幣体系を考慮した上で、金による納税を原則とするが、貝貨をもって「折納」、すなわち代わりに納入できるものとし、この換算率を金1銭＝貝貨20索と定めた¹³。1銭は4g弱なのでほぼ1サジオに等しい。すでに見たように、『東方見聞録』によれば、昆明における金銀および貝貨の交換比率は金1サジオ＝銀8サジオ＝貝貨640個となり、納税時における金1銭（＝金1サジオ）＝貝貨1,600個というのは、金を持っていない者から見ると不利なレートとなっている¹⁴。

(2) 塩

『東方見聞録』によると、ガイन्दウ（ロロス宣慰司。現在の四川省凉山イ族自治州西昌市）には塩水を汲みあげる井戸があり、丸底の鍋で塩水を煮ると糊状の塩の塊ができる。これを円形に成型しカアの役人がカアの印を入れたものを貨幣として用いる。塩貨は形が崩れるとただの塩として料理などに使われる。また、「テベット（チベット）」では塩そのものが決済手段となる¹⁵。

塩は国家の専売品であり、中央あるいは帝室の直接管理下にある。『東方見聞録』では塩生産地のロロス宣慰司とチベットで塩が貨幣として流通するとしているが、貨幣にカアの印、すなわち「タムガ」¹⁶が刻印されるという形式はモンゴル帝国各地で見られるのである。

モンゴル帝国ではおもに西方においてタムガの刻印された貨幣が発行された。例えば、グルジアの首都ティフリスの鑄造所で製造された銀貨には、モンケ・カアンの名とタムガが刻印されている¹⁷。同じくモンケ時代に漢地で鑄造された銀銭「大朝通宝」には、モンケの名はないが裏面にモンケのタムガが刻印されている。大朝通宝は円形方孔という中国の銭貨の形式を踏襲しているが、銀銭でかつタムガが入っているという点で中国式の銭貨としてはユニークな存在である。

モンゴル帝国時代、銀は一般的に銀貨ではなく銀塊の形で、すなわち秤量貨幣として流通していた。銀貨は誰が主権者であることを示す政治的用具であったと考えられる。

ジョチ・ウルスでは、ブルガル、クリム（スタク）、アゾフといった地域間交易の拠点にある鑄造所で「プル（пұл）」と呼ばれる少額銅貨が発行され、この銅貨にもジョチ家の王侯のタムガが刻印されている¹⁸。モンゴル帝国では少額・高額を問わずタムガの入った貨幣の鑄造例が多く見られる。

ところが、元で発行された銭貨にタムガは刻印されていない。唯一の例が『東方見聞録』に記された塩貨であり、雲南の統治を担った軍人や官僚の中に多くの中央アジア出身者が含まれていたことを考えると、中華本土とは異なり西方の貨幣の形式が導入されたのも自然な流れだったと思われる。

(3) 金銀

『東方見聞録』によると、ガイドゥでは金の延べ棒が用いられるとされ¹⁹、その他の地域では形状は話題にのぼっていない。また、金銀の交換比率であるが、金が安く銀が高いことが繰り返し述べられる。雲南各地には産金地が多いとされ、湖沼や山地に存在する自然金に関する記述もある²⁰。

自然金は一般に金銀合金であるから銀を分離できるはずだが、銀は希少だったようである。雲南においても地域間決済手段はモンゴル帝国一般と同じく銀であり、自然金と交換することで銀という地域間決済手段を手に入れていた様子をうかがい知ることができる。

(4) 紙幣

オゴデイ・カアの時代から華北では鈔が発行されていたが、1260年の中統鈔（中統元宝交鈔）の登場により元では鈔が基本貨幣となった。

金の紙幣制度を継承した元の鈔には準備がなく、金銀との交換はできるが交換比率を法的に定めることはなかった。先行研究では、金銀の裏付けのない鈔が流通した根拠として、法的強制通用力だけでなく納税を中心とする対政府決済に鈔を用いることが可能だった点が挙げられている²¹。

宋の紙幣（交子・会子）には一般に使用期限が定められていたが、元の鈔は原則的に無制限通用を保証したので、高いインフレ率に悩まされた時期もあるが価値保蔵機能を有し、また中統鈔が価値尺度でありつづけた²²。元では一時期を除いて銭貨の使用が禁止され、また、銀の私的な売買が禁止される時期もあるなど、鈔のみが一貫して価値尺度・決済手段・価値保蔵といった機能を合わせもっていた。

1276年に南宋を接収した元は会子と中統鈔を50：1で交換し²³、旧南宋領を元の貨幣制度下に組み入れた。ところが、すでに1253年に征服していた雲南では鈔があまり流通せず、鈔庫（鈔の保管庫）を置かず²⁴、幣制を統一しなかった。雲南では交子や会子が流通していたとされ²⁵、交子や会子の回収と交換を通じて鈔を流通させることもできたかもしれないが、政策としては放棄されたのである²⁶。

(5) 小括

雲南の貨幣制度をまとめると、①貝貨は少額決済手段としてだけでなく価値保蔵機能も有し、納税にも用いられた。②一部地域では塩が貨幣として使用され、特に、ロロス宣慰司ではタムガを押した塩貨が発行された。③金が安く銀が高かった。また、銀は地域間決済手段として用いられ、金は地域内の高額決済や納税に使われ、納税における価値尺度とされた。④元の幣制の中核となる鈔があまり流通しなかった。

雲南と同じくモンゴル帝国の版図に編入された高麗（征東行省）では、鈔の印刷所や保管所が設置されなかったにもかかわらず鈔の流通が見られた²⁷。ある地域における鈔の流通は、政策よりもむしろその地域の市場が鈔を受容するかどうかによったと考えることができる。

とはいえ、国家紙幣である鈔の流通は国家の財政システムを根拠とするものであり、納

税という市場と国家との間の決済において金や貝貨の使用を認めた背景を考えなければ、雲南に特殊な貨幣制度が存続した理由を解明できないのである。

3. サイド・アジャルの貨幣政策

(1) 金薄の製造

1274年にクビライ・カアンは、腹裏（華北）や陝西四川などで統治実績のあったサイド・アジャルを雲南行省の平章政事に任命し、アジャルは雲南に関する情報収集・分析を行った上で翌1275年雲南に到着した。アジャルは一定期間の現地調査を経て1276年にクビライ・カアンに現状報告と政策提言を行うためにいったん北へ戻り、裁可されると雲南に帰り、1279年に死去するまで雲南の統治に当たった²⁸。

1275年にアジャルは雲南諸路規措所という機関を創設し、「金薄」というおそらく金地金を薄く引き延ばした板状のものを製造し流通させた。1279年のアジャルの死後、翌1280年に金薄の製造は民間に損失を与えているとの理由で廃止が上奏され²⁹、1284年に金薄の製造は廃止された³⁰。民間に損失を与えているということは、雲南諸路規措所は金薄の製造により利益を得ていたと考えられる。

この金薄製造の記録から、モンゴル帝国期の雲南では不定型の金塊や砂金だけでなく、一定の形状の金地金が流通していたことが推測される。14世紀の文献であるが、『島夷誌略』「波斯離」には、

「貿易之貨、用絨毯、五色緞、雲南葉金、白銀、倭鉄、大風子、牙梳、鉄器、達刺斯離香之属。」

とあり、「雲南葉金」が金薄と同じものだとすると、雲南諸路規措所の廃止以降も金薄の製造・流通が続いていたことになる。

(2) 貝貨流通の維持

雲南行省の成立期における貝貨に関しては、次のようなエピソードが記録されている。

1275年に、山西出身のケレイトという名のムスリム官僚が、江南の港などには雲南で流通する貝貨と同じ貝が保蔵されており、貝を雲南に持ってきてさまざまな物資と交換すれば大きな利益が得られる、と上奏した。このケレイトの上奏にもとづき、腹裏にも同じ貝があったので、腹裏から雲南に貝を輸送しようとしたところ、雲南行省の官僚が、腹裏から貝がもたらされると供給過多になり民間が困る、と報告してきた。ケレイトは貝の輸送はメリットがあるという一方、別の雲南の官僚はデメリットが大きいと矛盾した報告が上がってきたので、中央は雲南行省内部で貝貨供給に関し議論するよう命じ、最終的に雲南域外からの貝の移入を禁止したい旨上奏あり中央は許可した。

すなわち、ケレイトは江南の貝を持ってくることで一儲けしようとしたらんだが、予想外に、従来の江南ルートではなく華北ルートから貝が流入することになったので、江南と

雲南の貝貨関連商人と彼らから利益を得るはずの官僚たちは慌て、なんとか華北からの貝の流入を阻止した、というのが事の真相であろう³¹。

モンゴル帝国に仕えるムスリム商人・官僚と江南商人との関係についてはこれまでも注目されてきたが、アジャッルの一族は、南宋からの降将で海商としてシナ海交易において大きな勢力を築いた朱清や張瑄と結び付いていた。この貝貨供給に関する事例では、1275年という臨安が降る前から、雲南のムスリム官僚と江南商人とのあいだに関係が形成されていたことを窺わせる。

1276年にアジャッルは私的な貝貨の流入禁止を上奏し、また、雲南の主要な城市、関所、船着き場での貝貨流通の監視を提案している³²。とはいえ、貝貨の流入禁止政策の導入以降も雲南では貝貨は流通しつづけ、また、すでに見たように貝貨による納税もできた。

たとえ雲南域内に膨大な貝貨のストックが形成されていたとしても、外部からのわずかな供給が停止しただけで貝貨流通システム全体が機能不全に陥ってしまう可能性があることから、1276年のアジャッルの上奏以降も貝貨流入は止まらなかったと考えるべきであろう³³。おそらく、貝貨の「私的な」移入は禁止されたが、「公的な」、すなわち、アジャッルのような高級官僚や諸王などが認定した商人であれば貝貨を供給することが可能であったと推測される。

四日市 [2008] では、元は銅銭の輸出を禁じていたにもかかわらず、なぜ日本へ大量の銅銭が輸出できたのかという問いを立て、私的な銅銭輸出は禁止されていても公的な輸出は可能であったとの結論に至っている³⁴。貝貨をめぐる問題は銅銭とは輸出入の立場が逆ではあるが、銅銭の場合と同じように考えることができるのではないだろうか。

(3) 貨幣制度の維持と収益システム

サイイド・アジャッルは高額決済手段である金について、金薄を製造することで利益を獲得していた。少額決済用の貝貨については、江南からの流入経路をコントロールすることで雲南の官僚たちは利益を得ていたと推測される。

また、雲南における貝貨流通が維持された背景として、元が貝貨による納税を認めたことも重要だと考えられる。前近代の社会では金銀の価値はきわめて大きく、小農から徴税する場合、現物あるいは少額貨幣の使用が不可欠となる。

さらに、貝貨による納税を許可したことで、雲南政府が貝貨の価値を維持する必要性も生まれる。なぜなら、貝貨の受領性が低下したり減価したりすることは税収の目減りにつながるからである。

雲南に特殊な貨幣制度を維持することが政府や官僚の利益と結び付いていたという観点から、なぜ鈔が導入されなかったのかを考えてみたい。1276年に南宋の首都臨安が降伏すると、元は旧南宋領でも中統鈔を導入し貨幣制度の統一化を図った結果、悪性インフレが発生し元鈔の導入を余儀なくされた。アジャッル率いる雲南行省政府は鈔の導入にともなう費用負担を避けたのではないだろうか。

4. おわりに

雲南行省は隣接する緬（ミャンマー）や八百媳婦（ラオス方面）への侵攻を担当していたが、1301年には中央から雲南政府に対し、八百媳婦への遠征の志願兵2,000人に対し1人当たり貝貨60索（＝4,800個）を給付するよう命じている³⁵。雲南で徴収した貝貨を大都まで輸送するのは費用がかかりすぎ、貝貨での納税を認めるのであれば雲南で支出せざるをえない。

13世紀末になると雲南を取り巻く国際環境が変化してくる。雲南の諸族に対する宗主権を主張していたパガン王国に対して、雲南行省は征緬行省を創設して対抗し、数度の遠征を経て服属させるにいたった。

1283年に元軍の侵攻によりパガン王タヨウピューはミャンマー南部に逃亡し、のち殺害された。その後1289年にシュエーナンシンが即位したが8年後に廃位され、その子ソーニツが王位についた。この頃、パガンの王権は有名無実化しており、シャン人3兄弟に実権を握られていた。1301年に元軍はシャン人3兄弟の一人アティンカヤー率いる軍を打ち破ることができずミンザインで講和した³⁶。

雲南から見れば旧パガン領の混乱は南西国境における軍事的緊張状態の緩和を意味し、またおそらく1301年の遠征失敗により旧パガン領における権益を喪失したことで、1303年に征緬行省は廃止される。

戦争遂行のためには雲南で広く流通する貝貨を用いて物資や兵員を調達せざるをえず、鈔の導入を目的とした貝貨廃止政策を推し進められる状態にはなかったが、征緬行省の廃止は軍事物資である貝貨の重要性を低下させたと考えられる。

1305年には、万錠の鈔を雲南行省に供給し貝と参用（併用）するよう命じ、また、「本土」の貝でなければ偽鈔（偽造紙幣）と同じと見なすとされた³⁷。「本土」が雲南を指すのであれば雲南域外からの貝貨流入を全面禁止したことを意味するが、雲南の貝貨流通はその後も継続することから法令の効果はなかったと思われる。

元は鈔を中心とする貨幣制度を導入したが、雲南では鈔があまり利用されず、また金、塩、タカラガイが貨幣として流通するなど、雲南の貨幣制度は元一般と著しく異なるように見える。しかしながら、少額貨幣について見ると、元が支配する中華本土の各地域では、歴代王朝の発行した銭貨を利用しつつ、私鑄銭、木製・紙製代用通貨、地方政府発行銭貨などを生み出していったのであり、元中央政府の政策とはあまり関係なく少額貨幣の流通が継続した。一方、雲南でも少額貨幣として塩貨を製造しタカラガイを輸入して貝貨とするなど、中央政府の政策とは切り離された貨幣供給システムが形成されていた³⁸。

歴代中華王朝は鑄造費用の高い銭貨を発行しつづけることで貨幣発行権を独占しようとした。これに対し元は、銭貨に比べて製造費の安い鈔の発行に特化し、かつ地方や民間による少額貨幣の発行・流通にあまり関与しなかった。モンゴル人は国家による貨幣発行権の独占にあまりこだわらなかったことで、貨幣発行費用を地方や民間に負担させることができたとも表現できよう。

ある地域の少額貨幣の需給は基本的に中央ではなくその地域内で調整するという点では、中華本土と雲南は共通している。こうした少額貨幣の需要供給システムを持つにいたったモンゴル帝国治下の各地域の経済構造とその共通性について考えることが今後の課題となる。

謝辞

本稿作成にあたって松田孝一教授（大阪国際大学）から懇切丁寧なご助言をいただいた。また、高島尚生氏からはトゥバ語およびハカス語におけるタカラガイに関する表現についてご教示いただいた。記して各氏に感謝申し上げたい。なお、ありうべき誤謬はすべて筆者に帰せられる。

(Endnotes)

- 1 宮澤知之 [2007] 『中国銅銭の世界：銭貨から経済史へ』、佛教大学鷹陵文化叢書16、思文閣出版、268頁～292頁。
- 2 雲南では窖藏銭（一括埋藏銭）が見つかっていないことから（三宅俊彦 [2005] 『中国の埋められた銭貨』、同成社）、中国銭貨はあまり流通しなかったことがわかる。また、大理銭（別名、水官手）と呼ばれる銅銭もあるが、明代以降に作られた粗雑なもので、実際には流通していなかったと考えられている。
- 3 13世紀に入りユーラシアやアフリカの各地でモルディヴ産キイロダカラの流通が活発化するが、13世紀後半でモンゴル帝国の版図と見なされ、かつ、キイロダカラが貨幣として流通する地域としては、雲南以外にルーシ（Русь：現在のロシア中央部と北西部、ウクライナ西部、ベラルーシにまたがる地域の古名）をあげることができる。ヤーニン（Янин, В. Л.）らの調査によると、ノヴゴロドを中心とする北西部の13世紀の墓から副葬品としてキイロダカラが発見されている。バルト海沿岸の他地域で鑄貨が置かれている場所に、ルーシの場合キイロダカラがあることから、ルーシではキイロダカラが貨幣として扱われていたと推測されている。また、13世紀のルーシでは0.5g 弱の銀粒を「テンの頭（мордка куней）」、貝貨をおもに「蛇の頭（змеинная головка）」と呼んでいた（Спаский, М. Г. [1970] *Русская монетная система*, Аврора, Прохорова, Н. В. [2007] *Монеты и банкноты России*, ООО Дом Славянской Книги, стр. 25～26）。なお、現代の南シベリアのチュルク系言語でもキイロダカラは「蛇の頭」と表現される（トゥバ語で чылан бажы、ハカス語で чылаамас）。
- 4 本稿では『東方見聞録』の邦訳として、愛宕松男訳注 [2000] 『完訳東方見聞録1』、平凡社を参照する。
- 5 馬欽『瀛涯勝覽』、溜山国。
- 6 汪大淵『島夷誌略』、北溜。
- 7 『島夷誌略』、針路。
- 8 Hogendorn, Jan and Johnson, Marion [1986] *The shell money of the slave trade*, Cambridge University Press, pp.9～11.
- 9 高良倉吉 [1993] 『琉球王国』、岩波新書、84頁。ただしキイロダカラの産地を琉球王国の支配地域に限定せず、琉球王国が交易によってキイロダカラを入手し朝貢品としていた可能性も検討すべきであろう。
- 10 高田直樹 [2010] 「マルコ・ポーロ写本(2):マルコ・ポーロの東方(2⁻²)」『国際研究論叢』、(24)、91頁～95頁。なお、『東方見聞録』ではザイトン（泉州）で生産される磁器もタカラガイと同じく porcelain と書かれる。porcelain はイタリア語でブタを意味する porco の派生語であり、タカラガイが雌ブタの陰部に似ているので porcelain と呼ばれるようになったというのが通説である（Hogendorn and Johnson [1986], p.15）。タカラガイからブタを連想するのはイタリア人だけで

- ないようで、日本でも五島列島や熊本県の一部の方言でタカラガイを「ブタ」と呼んでいる。
- 11 『完訳東方見聞録1』、413頁。
 - 12 杉本直治郎 [1950]「中世における雲南の貝貨」『史学研究』、41、39頁～41頁。
 - 13 『元史』、世祖紀、至元19年9月。
 - 14 なお、『雲南志略』には金齒百蛮の習俗として、「珂貝」、すなわちタカラガイをつなげて飾りとしているという記事を載せており、タカラガイは威信財としても取り扱われていた。
 - 15 『完訳東方見聞録1』、408頁～409頁。
 - 16 タムガについては、山田信夫 [1993]『ウイグル文契約文書集成』、大阪大学出版会、第1巻所収の「タムガとニシャン」(488頁～496頁。初出1978年)、および「タムガ(印章)雑考」(500頁～510頁。初出1961年)を参照。
 - 17 フィリップス、E. D. (岡田英弘訳) [1976]『モンゴル史ーチンギス・ハーンの後継者たち』、学生社。
 - 18 プル銅貨にはジョチ家の王侯のタムガだけでなく、鳥、斧、水差し、花、星などさまざまな図柄が刻印されているが、なかにはニシャン(花押)とよく似た図柄も見られる。プルに刻まれた図柄がニシャンと同じものかどうかなどについては専門家の判断を待ちたい。
 - 19 『完訳東方見聞録1』、408頁。
 - 20 前掲書、416頁。
 - 21 高橋弘臣 [1996]「南宋江南の貨幣：元朝貨幣政策との関連をめぐる考察」『史學雑誌』、105(1)、35頁。宮澤 [2007]、269頁。
 - 22 宮澤 [2007]、276頁～277頁。
 - 23 高橋弘臣 [2000]『元朝貨幣政策成立過程の研究』、東洋書院、334頁。
 - 24 前田直典 [1973]『元朝史の研究』、東京大学出版会、74頁。
 - 25 『元史』巻125、饗典赤瞻思丁伝。
 - 26 『元史』巻9、世祖本紀6、至元13年正月丁亥。
 - 27 前田 [1973]、78頁。
 - 28 松田孝一 [1980]「雲南行省の成立」『立命館文学』、418～421、259頁～260頁。
 - 29 『元史』巻125、饗典赤瞻思丁伝。
 - 30 『元史』巻12、世祖本紀9、至元20年12月丙午。
 - 31 松田孝一 [1995]「モンゴル時代中国におけるイスラームの拡大」、板垣雄三監修、堀川徹編 [1995]『講座イスラーム世界3：世界に広がるイスラーム』、栄光教育文化研究所、187頁～189頁。このケレイトに関する記事を紹介したものとしては、岡本敬二編 [1975]『通制条格の研究訳注：第二冊』、国書刊行会があり、また、上田信 [2009]「タカラガイと文明：東ユーラシア」、池谷和信編著 [2009]『地球環境史からの問い：ヒトと自然の共生とは何か』、岩波書店、137頁～152頁では岡本編 [1975]が引用されている。「元朝は経済の安定の観点から、タカラガイを勝手に持ち込むことを禁止した」(上田 [2009]、147頁)というよりもむしろ、モンゴル統治以前からタカラガイを供給している江南商人や、こうした江南商人から賄賂などを得る官吏の利益を守るために、タカラガイの私的な売買を禁止し流入経路の管理を行ったと見るべきであろう。
 - 32 『元典章』巻6、鈔法、雜例、禁販私八。原文では大徳5年(1301年)の規定とあるが、松田 [1980]、442頁によると1275年前後に制定された法律だとされる。
 - 33 黒田明伸 [2005]『貨幣システムの世界史：〈非対称性〉をよむ』、岩波歴史選書、岩波書店には、こうした貨幣の事例が数多く挙げられている。
 - 34 四日市康博 [2008]「貴金属から見た海域アジア交流：銀と銅銭のアジア海道」、四日市編著 [2008]『モノから見た海域アジア史：モンゴル～宋元時代のアジアと日本の交流』、九州大学出版会、第5章、141頁～147頁。
 - 35 『元史』、成宗紀、大徳5年5月。
 - 36 大野徹 [2001]「パカンの歴史」、石澤良昭編 [2001]『岩波講座東南アジア史2：東南アジア古代国家成立と展開』、岩波書店、99頁。
 - 37 『元史』、成宗紀、大徳9年11月。

- 38 愛宕松男は『完訳東方見聞録1』、411頁の訳注5で、雲南の貝貨を「官製の貝殻通貨」であるとしているが、根拠が不明瞭である。雲南行省はタカラガイを貝貨に加工することもなければ、もちろん天然の貝を製造（養殖）することもない。